

奈良県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第三十三号

奈良県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例

奈良県産業廃棄物税条例（平成十五年三月奈良県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第十八条中「昭和二十五年政令第二百四十五号」の下に「。以下「施行令」という。」を加え、「で条例」を「であって、条例」に改める。

第二十一条を第二十三条とし、第二十条を第二十二条とし、第十九条を第二十一条とし、第十八条の次に次の二条を加える。

（現行犯事件の臨検等を行うことができる間接地方税）

第十九条 産業廃棄物税は、施行令第六条の二十二の四第六号に規定する法定外目的税であって、条例で指定するものとする。

（夜間執行の制限を受けない地方税）

第二十条 産業廃棄物税は、施行令第六条の二十二の九第四号に規定する法定外目的税であって、条例で指定するものとする。

附則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。